

旧揖西西保育所売払事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

たつの市

企画財政部契約課

目次

1	目的	1
2	概要	1
3	募集要件	2
4	参加資格	2
5	プロポーザル実施要領の配布	3
6	施設見学会	4
7	本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答方法	4
8	参加表明書等の提出（1次審査用）	5
9	1次審査方法及び評価項目	6
10	辞退	7
11	企画提案書等の提出（2次審査用）	7
12	2次審査方法及び評価項目	8
13	買受候補者の特定	10
14	契約締結に関する事項	10
15	企画提案書等の無効及び参加資格の喪失	11
16	注意事項	12
17	売払条件等	12
18	その他	14
19	本プロポーザルのスケジュール	14
20	問合せ先（事務局）	14
資料編		
1	旧揖西西保育所平面図	15
2	公函写し	16
3	現況写真	17

旧揖西西保育所売払事業公募型プロポーザル実施要領

本要領は、旧揖西西保育所の土地・建物について、地域の活性化につながる利活用を促進するとともに、未利用財産の経済的価値の発揮を目的に売り払うもので、公募型プロポーザル方式により買受候補者を特定するため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

旧揖西西保育所は、昭和53年の開園以来、地域の多くの子どもたちを受け入れ、親しまれてきた施設である。しかし、老朽化が進み建物も旧耐震基準であることから、たつの市幼稚園・保育所再編計画に基づき、令和2年3月をもって閉園となった。

今後、本市において利用する見込みがないことから、有効な利活用方法を検討した結果、地域の活性化につながる利活用を促進するとともに、未利用財産の経済的価値の発揮を目的に売払いを行うものとする。

今回の募集は、民間事業者等の柔軟な発想、企画による提案を受けるため、公募型プロポーザル方式により買受候補者を特定し、地域の新たな活力を創出するため、必要な事項を定めるものである。

売払いに当たっては、企画提案書等を審査し、本市及び地域にとって最も優良な提案を行った事業者を買受候補者として特定するものとする。

なお、利活用における方針として「小犬丸地区の環境・景観に配慮するとともに、地域の活性化に資すること」及び「都市計画法（昭和43年法律第100号）に適合した事業計画であること」とする。

2 概要

(1) 対象物件

土地	所在地	登記地目	地積	備考
	たつの市揖西町小犬丸 字遠殿脇55番1	宅地	2,003.34㎡	

建物	所在地	構造	建築年度	床面積
	たつの市揖西町小犬丸 字遠殿脇55番地1	鉄骨造平屋建	昭和52年度	390㎡ (旧園舎)

※対象物件の詳細は物件調書【資料1】、物件位置図【資料2】、機器、備品一覧【資料3】を参照すること。

※土地の地積は、本市が確定測量を行い、売払する面積を確定し、その結果をもって必要な登記を完了している。

※建物は未登記のため、登記等の費用は、契約者の負担とする。

※対象物件にはその他の機器、備品、工作物、樹木等を含む。

(2) 対象物件の最低売払価格

最低売払価格：7,020,000円

(土地7,020,000円、建物0円)

※売払は土地・建物一括で行うものとする。

3 募集要件

対象物件については、市街化調整区域内に位置しており、開発行為及び建築行為は都市計画法等の規制を受けることから、提案内容は既存建物（若しくは購入後に建て替え）を利用し、下記（1）から（3）のいずれかに該当するものに限る。

(1) 農林漁業用施設（都市計画法第29条第1項第2号）

ア 農産物、林産物若しくは水産物の生産又は集荷の用に供する建築物等（都市計画法施行令第20条施設）

イ 農業、林業若しくは漁業を営む者の居住の用に供される建築物

(2) 公益上必要な建築物（都市計画法第34条第1号前段）

社会福祉施設、診療所等

（都市計画法第34条第1号後段の日常生活に必要な物品の販売店等は除く）

(3) 農林水産物の処理等に必要な建築物（都市計画法第34条第4号）

ア 都市計画法第29条第1項第2号の政令（都市計画法施行令第20条）で定める以外の建築物

イ 市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物

なお、上記許可基準は、兵庫県に許認可権限があり必ずしも認められるものではないことから、建築用途、必要条件等の詳細については、応募者の責任において、関係部署に十分確認を行うこと。また、周辺の住環境・景観に配慮し、地域の活性化が期待できるものであること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (2) 法人税・消費税・地方消費税・都道府県税及び市町村民税を滞納していない者
- (3) 公告日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- (5) たつの市入札参加資格制限基準（平成 17 年告示第 93 号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、公告日の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りではない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本市が実施する施設見学会に参加した者

5 プロポーザル実施要領の配布

(1) プロポーザル実施要領の配布

実施要領等の関係書類について、以下のとおり配布するもの。

また、たつの市ホームページからも閲覧・ダウンロードが可能。

ア 配布資料 旧揖西西保育所売払事業公募型プロポーザル実施要領
旧揖西西保育所売払事業公募型プロポーザル提出様式
物件調書【資料 1】

物件位置図 【資料 2】

機器・備品一覧【資料 3】

イ 配布期間 令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 5 年 9 月 15 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
ただし、9 月 15 日（金）は午後 0 時まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 配布場所 たつの市企画財政部契約課（以下「事務局」という。）
[たつの市役所新館 2 階]

6 施設見学会

(1) 施設見学会

物件の引き渡しは現状有姿とするため、応募者自身において必ず現地の状況を確認すること。従って、施設見学会への参加は必須とする。

ア 日 時 1回目 令和5年9月19日(火)

2回目 令和5年9月20日(水)

午前10時から午後0時まで

午後2時から午後4時まで

イ 場 所 旧揖西西保育所 たつの市揖西町小犬丸55番地1

ウ 参加人数 3人以内

エ 申込方法 応募者は、施設見学会参加申込書様式第1号に必要事項を記入し、9月15日(金)午後0時までに、電子メール又はファクシミリにて事務局に提出すること。なお、提出後は事務局に電話連絡により到着確認を行うこと。また、申込みが多数ある場合は、事務局にて時間の割り振りをを行います。

7 本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答方法

本プロポーザルに関する質問書に対して回答し、審査及び評価に関する質問は一切受け付けないものとする。

なお、質問に対する回答をもって実施要領等の変更があったものとする。

(1) 提出書類 質問書(様式第2号)

(2) 提出方法 電子メール又はファクシミリ

受付期間内の必着とする。

提出後、事務局に電話連絡により到着確認を行うこと。

(3) 受付期間 令和5年9月21日(木)午前8時30分から令和5年9月22日(金)

午後5時まで

(4) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、全質問を取りまとめ、令和5年9月27日(水)までにたつの市のホームページに掲載する。なお、再質問は一切受け付けないものとする。

8 参加表明書等の提出（1次審査用）

（1）提出書類 本プロポーザルの応募者は、以下の参加表明書等を作成の上、提出すること。

i 法人の場合

ア プロポーザル参加表明書（様式第3号）

代表者印について、契約権限の委任を受けている場合は支店代表者等の印を押印すること。以下の様式も同様とする。（押印の省略は可とする。ただし、押印を省略する場合は、下部に、担当者名及び電話番号を必ず記載すること。）

土地利用について、関係法令に遵守した事業内容を記載すること。（都市計画法の該当条項について記載すること。）

イ 民間事業者概要調書（様式第4号）

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）

エ 誓約書（様式第6号）

オ 価格提案書（様式第7号）

カ 履歴事項全部証明書（写し可 発行日から3か月以内のもの）

キ 完納証明書（次のいずれも写し可とする。発行日から3か月以内のもの）

- ・ たつの市が発行する「市税の完納証明書」（たつの市に納税義務がある場合）
- ・ 兵庫県が発行する「県税の完納証明書」（兵庫県に納税義務がある場合）
- ・ 税務署が発行する「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書

なお、たつの市、兵庫県以外の自治体に事業所が所在している法人は、当該所在地の自治体で発行された完納証明書

ク 提案事業の類似施設の運営実績や類似の取り組みがある場合、施設の概要、規模、運営期間等が確認できるもの（パンフレット等があれば添付）

ii 個人の場合

ア プロポーザル参加表明書（様式第3号）

押印の省略は可とする。ただし、押印を省略する場合は、下部に、担当者名及び電話番号を必ず記載すること。

土地利用について、関係法令に遵守した事業内容を記載すること。（都市計画

法の該当条項について記載すること。)

イ 民間事業者概要調書（様式第4号）

現在、事業を営んでいない場合は不要

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）

エ 誓約書（様式第6号）

オ 価格提案書（様式第7号）

カ 身分証明書（写し可 発行日から3か月以内のもの）

キ 完納証明書（次のいずれも写し可とする。発行日から3か月以内のもの）

・たつの市が発行する「市税の完納証明書」（たつの市に納税義務がある場合）

・兵庫県が発行する「県税の完納証明書」（兵庫県に納税義務がある場合）

・税務署が発行する「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書

なお、たつの市、兵庫県以外の自治体に住所を有する個人は、当該住所地の自治体で発行された完納証明書

ク 提案事業の類似施設の運営実績や類似の取り組みがある場合、施設の概要、規模、運営期間等が確認できるもの（パンフレット等があれば添付）

（注）各様式とも記載事項等を変更しないこと。記載欄が不足する場合は、新たに同様式を用いて記載すること。また、片面印刷で作成すること。

イとクは、2次審査の際の審査対象となるので、留意の上提出すること。なお、修正又は追加資料がある場合は、企画提案書等にあわせて提出すること。

（2）提出部数 各1部

（3）提出先 事務局（14ページ参照）

（4）提出方法 提出先に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、下記提出期間内に必着のこと。また、提出書類の到着確認も行うこと。

（5）提出期間 令和5年9月28日（木）午前8時30分から令和5年10月6日（金）午後5時まで（必着）

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

9 1次審査方法及び評価項目

（1）審査方法

1次審査は、提出された参加表明書等を基に参加資格の確認後、価格提案書に関し審査を行い、採点結果上位3者を特定する。

ただし、上位3者の特定に当たり同点の者がいるときは、くじ引きにより上位者を特定する。

なお、参加表明者が1者の場合でも、プロポーザルは継続する。

1次審査の結果については、参加表明者に審査結果通知書（1次審査）様式第8号を送付する。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

【送付日：令和5年10月24日（火）】

1次審査を通過した参加表明者については、2次審査として提案審査を実施する。

（2）評価項目

1次審査は価格提案書の買受希望価格に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

評価項目	審査対象項目	評価基準	配点
価格提案 (20点)	様式第7号	価格点 = (提案価格 ÷ 最高提案価格) × 配点 (20点) ※小数点第2位を四捨五入し、価格点とする。	20

10 辞退

辞退する場合は、プロポーザル辞退届様式第9号を令和5年11月9日（木）午後5時までに、事務局に持参すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取り扱いは行わないものとする。

11 企画提案書等の提出（2次審査用）

本プロポーザルに応募する1次審査通過者は、以下の書類を提出すること。

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式第10号） 15部
- イ 企画提案（様式第11号） 15部

（注）記載する文字のサイズは原則11ポイント以上とする。（必要な注記、ふりがな、掲載図中の記載文字を除く。）

(2) 企画提案

本プロポーザルの企画提案は、1案とし、様式第11号にて作成し、合計12頁（A4判縦・横書き・左綴じ）以内とする。

ただし、A3サイズの折込頁の挿入は可とする。また、提案は両面印刷で作成すること。表紙には、事業名を記載し、その裏側に提案事項ごとの目次と頁を記載すること。また、企画提案は、参加表明書の提案事業及び該当条項に沿ったものとし、異なる提案は認めないものとする。事業運営に当たり許可・資格を有する必要があるものについては、当該許可・資格を取得していることが分かる書類の写し、若しくは取得に向けた取り組み状況が分かるものを添付すること。

なお、提出後は書類の修正は認めないため、十分確認の上、提出のこと。また、事務局は必要に応じ、追加の資料を要求する場合がある。

さらに、作成に当たっては、事業者を特定することができる記述を避けること。

(3) 提出先 事務局（14ページ参照）

(4) 提出方法 提出先に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、下記提出期間内に必着のこと。また、提出書類の到着確認も行うこと。

(5) 提出期間 令和5年10月25日（水）午前8時30分から令和5年11月9日（木）午後5時まで（必着）

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

12 2次審査方法及び評価項目

(1) 旧揖西西保育所利活用事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、買受候補者の特定を行う。なお、審査委員会における審査及び評価は、提案事業に関して法令等に基づく許認可等の可否について、審査を行うものではない。また、審査の結果が許認可等を保証するものではないので、十分理解の上、応募すること。

(2) 審査方法

企画提案書等の受付終了後、2次審査（提案審査）を実施する。

ア 2次審査は1者当たり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20分程度、質疑応答を10分程度とする。

イ プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することと

し、追加資料の配布及び映像の使用等は認めない。ただし、誤字脱字がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

ウ 2次審査への出席者は3人以内とする。

(3) 評価項目

2次審査は企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

評価項目	審査対象項目	評価基準	配点	
事業計画 (60点)	様式第11号	1 (1) 1 (2) 9	建物等の活用方針が明確であり、事業計画の目的と取組への基本方針が具体的な提案となっており、長期的な視野に立った事業提案となっている。	5
		3 (1)	周辺の住環境・景観に配慮・調和した整備計画となっており、事業開始後も施設(建物・敷地・工作物・屋内外備品・樹木等)の適正管理に努めるなど、地域と良好な関係構築が期待できる計画となっている。	30
		3 (2) 4	地域資源、地場産業・産品や地域人材の活用を図り、地域経済への波及効果が見込まれる。	5
		2 (3)	提案事業の法規制への対応を把握しており、実現可能な計画となっている。	10
		2 (1) 2 (2) 5	建物・工作物など敷地全体が有効に活用できる計画であり、かつ、速やかに事業着手できるスケジュールとなっている。	10
運営体制 (20点)	様式第11号	6 (1) 6 (2)	事業を開始する資金計画、手持ち資金、資産があり、経営基盤が確立している。	5
		6 (1) 6 (2)	安定的かつ継続的に事業を永続的に実施できる資金計画、及び企画提案になっている。	5
		7	提案事業に必要な組織体制、人員の配置が適正である。	5
		8	提案事業と同種、類似事業において管理運営を行った実績がある。	5

(4) 基準評価点

評価点は、次の表に則って点数化する。

評価区分	点数 (5点)	点数 (10点)	点数 (30点)
優れている	5	10	30
やや優れている	4	8	24
普通	3	6	18
やや劣っている	2	4	12
劣っている	1	2	6

1 3 買受候補者の特定

(1) 特定方法

2次審査を行った1次審査通過者のうち、1次審査と2次審査の総合計得点が最も高い者を買受候補者と特定する。ただし、総合計得点が6割に満たない者は失格とする。

なお、1次審査通過者が1者であっても審査委員会を開催し、総合計得点が6割を超える者を買受候補者として特定する。

総合計得点と同じ1次審査通過者が2者以上あるときは、価格点の高い者を買受候補者とし、さらに価格点が高点の場合には、くじ引きにより買受候補者を特定する。

(2) 結果の通知

買受候補者として特定した者及び特定しなかった者に対し、審査結果通知書（2次審査）様式第12号により通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、売買契約締結後にたつの市ホームページ（入札・契約情報）にて公表するものとする。

1 4 契約締結等に関する事項

(1) 売買契約の契約締結交渉等

買受候補者は、提案事業の実施について審査結果通知書（2次審査）の通知日から6か月以内に土地の所在する自治会同意書様式第13号の提出と都市計画法等の許可権者である兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第2課に都市計画法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の適合の可否について確認後、本市へ任意様式による書面で報告し、提案及び契約内容の合意後に売買契約を締結する。なお、協議が整わず不調となったときは、売買契約の締結を行わない。

(2) 契約保証金

ア 売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金の100分の10以上（千円未満切り上げ）の額を本市が発行する納入通知書により納入すること。

イ 契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。

ウ 売買契約締結と同時に、売買代金が即納される場合は、契約保証金は免除することができる。

エ 契約保証金には、利息は付さない。

(3) 売買代金の支払

ア 売買契約締結の日から30日以内に売買代金と契約保証金との差額を、本市が発行する納入通知書により支払うこと。

イ 指定した期日までに売買代金が支払われない場合は、売買契約を解除することとし、契約保証金は本市に帰属するものとする。

(4) 対象物件の引渡し・所有権移転登記

売買代金の全額支払が行われたときに所有権の移転があったものとし、同時に売払物件を引渡ししたものとする。

ア 売買代金の支払を確認した後、本市が所有権移転及び買戻特約の登記を行う。

イ 売買物件は現状有姿で、越境物、建物、工作物（プール、塀、フェンス等）、屋内外備品、樹木等を含めた引渡しとする。（現地での引渡しは行いません。）

ウ 所有権移転登記が終了次第、落札者に登記識別情報通知を交付し、手続きが終了するものとする。

エ 建物を活用する場合は、本要領2（1）に記載のとおり登記等の費用は契約者の負担とする。

(5) 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、すべて契約者の負担とする。

ア 売買契約書に貼付する収入印紙の費用

イ 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用

ウ 所有権移転後の公租公課

エ その他契約に要する費用

15 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出期間を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 本要領4に示す参加資格を欠くこととなった場合

(5) 事業者が審査委員会委員に直接、間接問わず接触を求めた場合

(6) その他、本市が指示した事項に違反した場合

16 注意事項

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達、遅配を原因とする場合は、参加表明者に不利益が生じたとしても本市は責任を負わない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、参加表明者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 同一の事業者が複数の提案をすることはできない。
- (6) 様式第11号は、事業者を特定できる内容を記載しないこと。
- (7) 提出された企画提案書等の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 本プロポーザルを実施するに当たり、買受候補者から提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）（以下「条例」という。）の規定に基づき情報公開の対象とする。ただし、情報公開の対応は売買契約締結後とする。
- (10) 契約者以外の企画提案書等については不開示とする。
- (11) 企画提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とする。ただし、企画提案書等の内容の中で企業秘密のため不開示を希望する部分については、脚注等でその部分を特定した上で明記すること。
なお、開示の可否については、情報公開時に本市が判断する。
- (12) 本市は、買受候補者の審査に当たり、信用調査機関へ照会することがある。
- (13) 審査を行った参加表明者数、1次審査通過者数及び審査の価格点と評価点、並びに契約締結者名について、売買契約締結後にたつの市ホームページ（入札・契約情報）で公表する。なお、審査に関する情報公開の対応は、契約者から提出された企画提案書等と同様に売買契約締結後とする。
- (14) 審査方法、審査内容及び審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- (15) 契約者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、たつの市総務部市税課又は所轄の税務署に問い合わせを行うこと。
- (16) 売買契約に至るまでのすべての費用は、買受候補者で負担すること。

17 売払条件等

売買契約締結後は、以下の事項を遵守の上、提案した内容に基づいた事業を履行する

こと。

- (1) 土地及び建物利活用における関係法令及び条例等の適用については、契約者自らの責任において確認し、関係部署と協議の上、遵守すること。また、利活用に伴い都市計画法、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令に関する手続等が必要になることがあるので、関係機関等に確認のこと。
- (2) 現状有姿での売払のため、建物、工作物（プール、塀、フェンス等）、屋内外備品、樹木等を含めた契約とする。契約者は、対象物件に含まれるものが現状の状態である契約となることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、不要備品の処分及び安全性の確保については、契約者自らの責任と負担で行うこと。
- (3) 売買契約締結後、契約者は所有権を移転した全ての対象物件に隠れた瑕疵（契約内容に適合しないものや土壌汚染、地盤沈下、埋設物等）があることを発見した場合でも、異議申立てや売買代金の減額請求、又は損害賠償の請求はできないものとする。
- (4) 樹木の伐採、雑草の草刈、備品の処分などの整備は、対象物件の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、本市は行わない。
- (5) 土地及び建物利活用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて契約者において行うこと。事業の実施に当たって、紛争等が生じた場合は、契約者自らの責任と負担にて、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たること。
- (6) 道路、上下水道、電気、ガス、通信等の設備について、それらの事業者と調整し、契約者の自らの責任と負担で行うこと。
- (7) 契約者は、売買契約締結日から1年以内に提案事業の用途に使用するための工事等に着手しなければならない。ただし、現状のまま建物を使用する場合はこの限りではない。
- (8) 契約者は、売買契約締結日から2年以内に提案事業の用途に使用しなければならない。また、提案事業以外の用途に変更してはいけない。
- (9) 契約者は、売買契約締結日から10年以内に当該土地及び建物の所有権を第三者に移転又は権利を設定してはいけない。
- (10) (7) から (9) について、本市が必要と認める場合は実地調査を行い、必要な資料等の提出を求めることができるものとし、それに対し契約者は協力しなければならない。
- (11) 契約者が売買契約に定める義務を履行しない場合、提案事業を中止した場合、又は

本件実施要領に違反したときは、売買契約を解除することができるものとする。

- (12) 契約者が売買契約に定める義務を履行しない場合、又は売買契約に定める義務に違反し売買契約を解除された場合において、本市に損害を生じさせたときは、本市はその損害の賠償を請求することができるものとする。
- (13) 売買契約に定める義務、又は本件実施要領に違反した場合、本市は対象物件を買い戻すことができるものとする。買戻期間は売買契約締結日から10年間とし、契約者は、本市が買戻特約の登記手続を行うことに同意するものとする。
- (14) 本物件を買い戻した場合は、違約金として売買代金の100分の30に相当する額を徴収するものとする。

18 その他

本要領に定めのない事項については、適宜、本市が判断するものとする。

19 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施期間
実施要領の配布	令和5年 9月1日(金)～9月15日(金)
施設見学会	令和5年 9月19日(火)～9月20日(水)
質問書受付期間	令和5年 9月21日(木)～9月22日(金)
質問書回答	令和5年 9月27日(水)
参加表明書の提出期間	令和5年 9月28日(木)～10月6日(金)
1次審査の結果通知	令和5年10月24日(火)
企画提案書等の提出期間	令和5年10月25日(水)～11月9日(木)
2次審査	令和5年11月24日(金)(予定)
結果通知	令和5年12月8日(金)(予定)
候補者との契約交渉	令和5年12月～令和6年5月(予定)

20 問合せ先(事務局)

たつの市企画財政部契約課

住所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3218

FAX 0791-63-3786

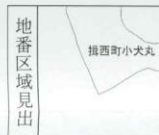
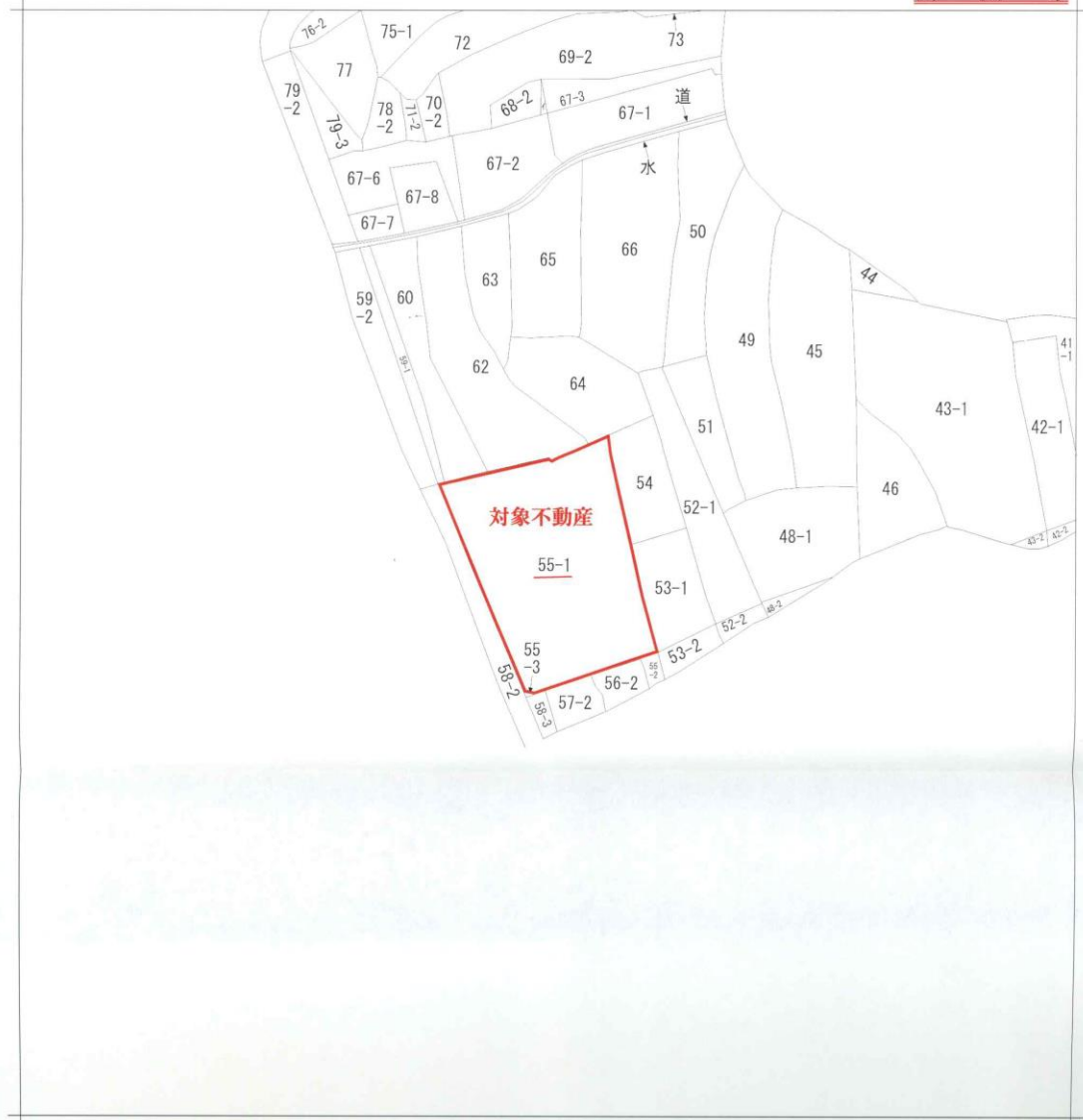
E-mail keiyaku@city.tatsuno.lg.jp

2 公図写し

表示年月日：2022/12/26

イ 67-4

公 図 写



請求部分	所在				たつの市掛西町小犬丸字遠殿脇	地番	55番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	方位不明

3 現況写真



北西方より撮影



南西方より撮影



南東方より撮影



北東方より撮影